

# 巻頭言

## OECCにおける京都メカニズムへの取り組み

(社) 海外環境協力センター Toru Katayama  
専務理事 片山 徹

1997年12月、国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）は、京都議定書を採択し、日本を含む先進国における温室効果ガスの排出削減目標値を定めた。日本は、2008～12年度平均で90年比6%の削減が求められ、政府は、2010年度のCO<sub>2</sub>排出量を90年比ゼロに抑え、代替フロン等温室効果ガス全体で6%削減する目標を公約している。

地球温暖化対策推進本部の今般の発表によれば、2002年度の温室効果ガス排出量は、前年度比2.2%増、90年比では7.6%増であった。一方、経済産業省がまとめた長期エネルギー需給見通しでは、温室効果ガスの約9割を占めるCO<sub>2</sub>の排出量が2010年度では90年比5%増になると予測している。

他方、最近ロシアのプーチン大統領は、京都議定書の批准へ前向きな姿勢を示したが、ロシアが批准すれば発効要件を満たすという状況に至っている。先進国のみならず中国・インド・ブラジル等途上国も批准を行い、近い将来にも議定書の発効が行われることが期待されている。

京都議定書では、各先進国の削減目標を達成するための仕組みとして「クリーン開発メカニズム（CDM）」や「共同実施（JI）」等京都メカニズムの活用が認められている。日本の場合にも、6%削減目標達成のために京都メカニズムを用いることの重要性が関係者間で強調されている。

このような流れの中、環境省は京都メカニズムの活用について様々な方策を講じてきているが、このメカニズムに関しての活動の主役は、主として企業等民間セクターである。環境省の取り組みは、多くはこれらを支援するものといえる。

(社)海外環境協力センター（OECC）は、平成14年度に「CDM対応検討委員会」を自主的に設置し、CDMに関する最新の情勢とOECCがCDM対応において果たすべき役割について基本的な情報の収集と解析を行った。その中間総括では、「OECCとしてのCDM分野での事業展開」、「その実施に際して備えるべき条件や体制」などに関して、今後具体的な検討を進める際の有効な示唆が行われた。またタスクフォースに参加したOECC会員メンバーは、CDMに対する認識と理解に格段の向上を経験した。意見交換を通じて、

問題意識の共有が図れたことも大きな成果であった。

OECCは、平成15年度より環境省等からの受託事業として京都メカニズム相談支援事業、地球温暖化アジア太平洋地域セミナー、JICA温暖化集団研修を行ってきている。

当面、OECCが果たすべき役割と機能は次の四つになると考えられる。

第一は、環境省のエージェントとしての役割である。先述の京都メカニズム相談支援事業等の受託団体として、情報プラットフォームの整備等京都メカニズム推進のための事業の実施、情報収集、事業実施に伴う提案を行うことである。

第二は、民間事業者のための公益法人としての役割である。会員企業はじめCDM等事業に関わる民間事業者の活動に資するよう情報収集・提供を行い、環境省、外国政府などとの関連においてファシリテータ（サービス機関）の一つとしての機能が期待される。民間事業者の意見、アイデア等を環境省等の政府機関担当者に伝達することも重要である。前述のCDM対応検討委員会は、民間企業の議論のフォーラムとして機能したと思われる。

第三は、外国政府とのパイプ役としての役割である。環境省や民間事業者が外国政府・国際機関等との協力の下にCDM等事業を推進する場合、ホスト国担当官とのネットワークを通じて支援する。現在のREC、TERI、UNESCAPとOECCとの関係構築は重要な示唆を与えている。

第四は、他の京都メカニズム推進団体との連携者としての役割である。IGESのCDMキャパシテイ・ビルディング活動やGECのフイージビリテイ・スタディ事業は、OECCが環境省の施策として受託する事業とは兄弟関係にある。これら団体の協力関係を礎として環境省が推進する施策と民間事業者の活動に資するための支援を行っていくことが肝要と考えられる。

最後に、京都メカニズムを巡る情勢は、今後とも変化することが予想される。それらの変化に呼応しながら、OECCの本来の設立目的に沿って、今後ともこの京都メカニズムの課題に積極的に取り組む方針で臨みたい。